

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領

(目的)

第1 地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。以下同じ。)の所掌する測量、建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負、又は受託を行う業務をいう。以下同じ。)、地質調査業務(地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。以下同じ。)等の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2 地方整備局長(以下「部局長」という。)は、規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからホまでに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第一項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間2年を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第4の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

二 次のイからニまでに掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与すること。

イ 定期又は随時の一般競争資格審査(規程第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)の申請をする日の直前の営業年度の終了日(以下「審査基準日」

という。)の直前2年の各事業(営業)年度の希望業種区分(当該申請に係る一般競争に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとの年間平均実績高

ロ 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額

ハ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者(業種区分に応じ、別表の有資格者の欄に掲げる者をいう。)の数

ニ 審査基準日までの営業年数

(業種区分)

第3 一般競争資格審査の業種区分は次の各号に掲げるものとする。

- 一 測量
- 二 建築関係建設コンサルタント業務
- 三 土木関係建設コンサルタント業務
- 四 地質調査業務
- 五 補償関係コンサルタント業務

(一般競争資格審査の実施)

第3の2 一般競争資格審査は、2年に1回定期の一般競争資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(一般競争資格審査の資格審査申請書等)

第4 部局長は一般競争資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(以下「資格審査申請書」という。)(様式1)を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 業態調書(様式2)
- 二 営業所一覧表(様式3)
- 三 技術者経歴書(様式4)
- 四 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はこれの写し(様式5)
- 五 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し(様式6)
- 六 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書(様式7)
- 七 納税証明書の写し(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

- 3 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査用データを別添の入力画面上において作成し、送信させ、前項第4号から第7号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。
- 4 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、第2項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号及び第5号に掲げる書類、同項第3号及び第6号に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出させるものとする。
- 5 第2項及び第4項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって第2項第4号に掲げる書類並びに同項第3号及び第6号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。
 - 一 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)
建設コンサルタント登録規程第七条に規定する現況報告書の写し
 - 二 地質調査業登録業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)
地質調査業者登録規程第七条に規定する現況報告書の写し
 - 三 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)
補償コンサルタント登録規程第七条に規定する現況報告書の写し

(資格審査申請書等の提出時期)

- 第5 資格審査申請書の提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。
- 一 定期の一般競争資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で部局長が定める期間
 - 二 随時の一般競争資格審査にあつては、随時
(資格審査申請書の提出方法等)

第5の2 第4第1項及び第4項の規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- 一 文書持参方式
- 二 文書郵送方式

- 2 第4第3項に規定する方式(インターネット方式)による場合における第4第2項第4号から第7号までに掲げる書類又は第4第4項に規定する書類の提出は、郵送方式によるものとする。
- 3 第4第1項及び第4項の規定による提出は、申請者が2以上の部局長による一般競争資格審査を希望するときは、当該申請者の本社(本店)の所在地を管轄区域(国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第206条第1項に規定する管轄区域をいう。第12第3項において同じ。)とする部局長に対して行わせるものとする。

(一般競争資格審査)

- 第6 部局長は、規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争資格審査を行なうときは、次の各号によるものとする。
- 一 第2第1号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。

- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分ごとに、第2第2号の総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。

(審査会)

第7 部局長は、一般競争資格審査の予備審査を行なうため、競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)を設けるものとする。

2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、当該部局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。

3 審査会は2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第8 第6の規定により認定した一般競争参加資格の有効期間は、その認定の日から次期の定期の一般競争資格審査に基づく一般競争参加資格の認定のときまでとするものとする。

(有資格業者名簿の様式)

第9 部局長は、規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式特2)により行うものとする。

(有資格業者名簿等の送付)

第10 部局長は、第9の有資格業者名簿を作成したときは、当該部局所属の支出負担行為担当官、代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官(以下「支出負担行為担当官等」という。)並びに国土交通省大臣官房地方課長に当該名簿を送付するものとする。

(一般競争参加資格認定通知書の様式)

第11 部局長は、規則第34条第6項の規定により通知するときは、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特3)により行うものとする。

(変更等の届出)

第12 部局長は、申請者又は第6第2号の規定により、一般競争参加資格があると認定した者(以下「有資格業者」という。)が、次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、すみやかに、その旨を届出させるものとする。

- 一 死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- 三 法人が破産により解散したときは、破産管財人
- 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 廃業したときは、本人又は役員

2 部局長は、有資格業者に第11の通知をした後において次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式8)によりその旨を届け出させるものとする。

- 一 住所、電話番号又はファクシミリ番号(営業所の新設又は廃止の場合を含む。)
- 二 商号又は名称
- 三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四 本社（本店）以外の営業所（一般社団法人及び一般財団法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号

五 資格審査申請書に記載した登録を受けている事業

六 業務に係る登録の有無及び希望業務

3 前2項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を管轄区域とする部局長に対して行わせるものとする。

4 部局長は、前項の届出があったときは、その内容を当該部局所属の支出負担行為担当官等に通知するものとする。

(一般競争参加資格の認定の取消し等)

第13 部局長は、有資格業者から第12第一項の届出があったときは、審査会の予備審査を経ないで直ちに、第2第一号イからホまでの一に該当することとなったとき、又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て、それぞれ一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 部局長は、前項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書(様式特4)により当該有資格業者又は第12第一項各号に掲げる者にその旨を通知するとともに、第9の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該部局所属の支出負担行為担当官等及び国土交通省大臣官房地方課長に通知するものとする。

(指名競争参加資格)

第14 部局長は、規程第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

(指名基準)

第15 部局長は、規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 支出負担行為担当官等は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を指名競争に付そうとするときは、当該業務の予定価格等を勘案して指名しなければならない。

二 支出負担行為担当官等は、指名競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからトまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 審査基準日以降における経営状況

ハ 審査基準日以降における業務成績

ニ 手持業務の状況

ホ 当該業務における技術的適性

ヘ 審査基準日以降における安全管理の状況

ト 審査基準日以降における労働福祉の状況

(契約状況の報告)

第16 部局長は、当該部局所属の支出負担行為担当官等が前会計年度に締結した測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約の状況について、毎年5月31日までに国土交通省大臣官房地方課長に報告しなければならない。

附 則 [略]

別 表	
業種区分	有資格者
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く）、又は2級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21の建築設備士登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体工学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者、建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者及び社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係建設コンサルタント業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、及び社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

01	1: 新規 2: 更新	02 受付番号	03 業 者 コ - ド	申請者 04 の 様 氏 名	05 適格組 合証明 筆 名	平成 年 月 日
----	----------------	---------	--------------	-------------------	----------------------	----------

平成 年度において、貴 地方整備局(港湾空港関係を除く。)で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日

[illegible][illegible][illegible][illegible]

- ① 測量業務、における 測量一般、地図の調整、及び 航空測量を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
② 建築関係建築コンサルタント業務、における 建築一般、を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
③ 補償関係（建築）業務、における 不動産鑑定、を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
④ 工事監理（建築）、工事監理（電気）及び工事監理（機械）については、自らの設計した事象に關する工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

[illegible][illegible]

1 本表は、申請日現在で作成すること。
2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
4 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「-（ハイフン）」で区切ること。
5 「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

[illegible]

(種類) _____

[illegible]

1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種^{（注）}の各別に作成すること。
また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
2 法令による免許等の欄には、業務に關し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）
3 実務経歴の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式 8

一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等業務)

平成 年 月 日

殿

登録部局名

登録業種名

資格認定通知書の

認定年月日・業者コード

住所

商号又は名称

代表者氏名

平成 年 月 日

第 号

〒

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること

2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。

別表

申請者名: _____

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード											

様式 特2

業 種 区 分												
業 者 コー ド 受 付 番 号 テ ク リ ス 登 録 番 号 P U B D I S コー ド 本 店 所 在 県	順 位 企 業 規 模	商 号 又 は 名 称 代 表 者 在 地 本 店 所 在 番 号 電 話 号 入 F A X カ 電 子 札 I C 力 ド 登 録 番 号	点 数	登 録 の 有 無 資 常 勤 本 職 員 年 金 数 数	登 録 部 門	年 間 平 均 実 績 高 自 己 資 本 の 額 技 術 職 員 の 数	有 資 格 職 員 の 数					備 考

様式特3 （イ）

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書

郵便番号

住 所

商号又は名称

業 者 コー ド

平成 年 月 日

受 付 番 号

部 局 長

殿

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定（港湾空港関係を除きます。）しましたので、通知します。
なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

業 種 区 分

有効期限 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

貴殿について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

様式特3 (口)

(表)

縦 14.8センチメートル
横 10センチメートル

郵便はがき

住所

商号又は名称

代表者

殿

年 月 日

住所

部局長名

印

受付番号

(裏)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

さきに審査申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定したので、通知します。

業種区分	業種区分

様式 特4

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書

記

郵便番号

住所

商号又は名称

殿

業者コード

受付番号

平成 年 月 日

部局長

業種区分

先に平成 年 月 日付けをもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨通知したが、上記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

様式特5 削除

(別添)

平成21・22 測量・建設コンサルタント等業務 競争参加資格審査インターネット一元受付 申請データ作成システム

機能
新規作成(N)...
読み込み(R)...
保存(S)...
印刷(P)...
データチェック(Q)...
申請データ送信(S)...
データクリア(Q)...
終了(Q)...
ヘルプ(H)...

申請データ
申請書入力①
申請書入力②
申請書入力③
申請書入力④
営業所入力
測量等実績高
業態調査・鉄道
業態調査・地理院

SSM Version: 4.130

02 受付番号
日付 年 月 日 番号 第 号

03 業者コード

04 申請者の規模

05 連絡組合証明 ☐

☐ TECRISコード ☐ PUBDISコード ☐

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

平成21・22年度において、直機関で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係わる競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

申請日 年 月 日 カレンダー 受付票返信電子メールアドレス

06-07 本社(店)住所・郵便番号
〒 郵便番号から住所を検索(E) [郵便番号が分からない場合はこちら](#)
カナ
住所
※登記簿上住所

08 カナ
商号又は名称 法人形態

09 代表者氏名 役職 姓(カナ) 名(カナ)
姓 名

10 担当者 姓(カナ) 名(カナ)
姓 名

11 本社(店)電話番号 12 担当者電話番号 内線

13 本社(店)FAX番号 14 電子メールアドレス

15 電子入札ICカードの登録番号 9000000000

16 行政書士記入欄
氏名 電話番号
〒 郵便番号から住所を検索(E) [郵便番号が分からない場合はこちら](#)
カナ
住所

平成21・22 測量・建設コンサルタント等業務 競争参加資格審査インターネット一元受付 申請データ作成システム

機能
新規作成(N)...
読み込み(R)...
保存(S)...
印刷(P)...
データチェック(Q)...
申請データ送信(S)...
データクリア(Q)...
終了(Q)...
ヘルプ(H)...

申請データ
申請書入力①
申請書入力②
申請書入力③
申請書入力④
営業所入力
測量等実績高
業態調査・鉄道
業態調査・地理院

SSM Version: 4.130

17 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者		年 月 日 カレンダー	建築士事務所		年 月 日 カレンダー
建設コンサルタント		年 月 日 カレンダー	地質調査業者		年 月 日 カレンダー
補償コンサルタント		年 月 日 カレンダー	不動産鑑定業者		年 月 日 カレンダー
土地家屋調査士		年 月 日 カレンダー	司法書士		年 月 日 カレンダー
計量証明事業者		年 月 日 カレンダー			年 月 日 カレンダー
		年 月 日 カレンダー			年 月 日 カレンダー

☐ 計量証明事業者(阪神高速道路株式会社、東・中・西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社)

登録事業名	登録番号	登録年月日
濃度		年 月 日 カレンダー
音圧レベル		年 月 日 カレンダー
振動加速度		年 月 日 カレンダー

20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務										補償コンサルタント業務																		
☐ 河川・砂防及び海岸・海洋	☐ 港湾及び空港	☐ 電力土木	☐ 道路	☐ 鉄道	☐ 土水道及び工業用水	☐ 下水道	☐ 農業土木	☐ 森林土木	☐ 水産土木	☐ 廃棄物	☐ 造園	☐ 都市計画及び地方計画	☐ 地質	☐ 土質及び基礎	☐ 鋼構造及びコンクリート	☐ トンネル	☐ 施工計画	☐ 建設環境	☐ 機械	☐ 電気電子	☐ 土地調査	☐ 土地評価	☐ 物件	☐ 機械工作物	☐ 営業補償・特殊補償	☐ 事業損失	☐ 補償関連	☐ 総合補償部門

平成21・22 測量・建設コンサルタント等業務 競争参加資格審査インターネット一元受付 申請データ作成システム

機能

新規作成(N)...

読み込み(R)...

保存(S)...

印刷(P)...

データチェック(Q)...

申請データ送信(S)...

データクリア(D)...

終了(Q)...

ヘルプ(H)...

申請データ

申請書入力①

申請書入力②

申請書入力③

申請書入力④

営業所入力

測量等実績高

業態調査・鉄道

業態調査・地理院

自己資本額	21	区 分	直前決算時(千円)
	①	うち外国資本株主資本	0
	②	評価・換算差額等	0
	③	新株予約権	0
	④	計(P)	0

☐ ④計を直接入力する

22	損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)	0
23	貸借対照表	① 流動資産 (千円)(m)	0
		② 流動負債 (千円)(n)	0
		③ 固定資産 (千円)(Q)	0
		④ 総資本額 (千円)(R)	0

24	経営比率	①総資本純利益率 (S/R×100)	99999.9
		②流動比率 (m/n×100)	99999.9
		③自己資本固定比率(P/Q×100)	99999.9

外資状況	25	外資無し(日本資本金会社)	
	1	外国籍会社	
		国名:	
	2	日本国籍会社(外資比率100%)	
国名:			
3	日本国籍会社		
	国名:		
		外資比率	0.0 %
		国名:	
		外資比率	0.0 %

26

①創業	年 月 日	カレンダー
②休業期間又は転(廃)業の期間	年 月 日	カレンダー から 年 月 日
③現組織への変更	年 月 日	カレンダー
④審査基準日	年 月 日	カレンダー
⑤営業年数	年	

審査基準日

資格審査申請日の直前の営業年度の終了日
(提出された財務諸表等の決算日)

27 常勤職員の数(人)

①技術職	②事務職員	③その他の職員	④計	⑤うち役職員等
0	0	0	0	0

SSI4 Version: 4.130

平成21・22 測量・建設コンサルタント等業務 競争参加資格審査インターネット一元受付 申請データ作成システム

機能

新規作成(N)...
読み込み(R)...
保存(S)...
印刷(P)...
データチェック(Q)...
申請データ送信(S)...
データクリア(Q)...
終了(Q)...
ヘルプ(H)...

申請データ

申請書入力①
申請書入力②
申請書入力③
申請書入力④
営業所入力
測量等実績高
業態調査・鉄道
業態調査・地理院

SS4 Version: 4.130

19 有資格者数(人)

有資格者の入力・編集

資格	人数	技術士等資格	20部門人数	総監人数
一級建築士	0	建築士等資格	0	0
二級建築士	0	建築士等資格	0	0
構造設計一級建築士	0	建築士等資格	0	0
設備設計一級建築士	0	建築士等資格	0	0
建築設備資格者(建築設備士)	0	建築士等資格	0	0
建築検査資格者	0	建築士等資格	0	0
測量士	0	測量士等資格	0	0
測量士補	0	測量士等資格	0	0
環境計画士	0	環境計画士等資格	0	0
一級計画士	0	環境計画士等資格	0	0
環境計画士(専攻)	0	環境計画士等資格	0	0
環境計画士(騒音・振動)	0	環境計画士等資格	0	0
不動産鑑定士	0	不動産鑑定士等資格	0	0
不動産鑑定士補	0	不動産鑑定士等資格	0	0
土地家屋調査士	0	土地家屋調査士等資格	0	0
司法書士	0	司法書士等資格	0	0
一級土木施工管理技士	0	土木施工管理技士等資格	0	0
二級土木施工管理技士	0	土木施工管理技士等資格	0	0
一級建築施工管理技士	0	建築施工管理技士等資格	0	0
二級建築施工管理技士	0	建築施工管理技士等資格	0	0
一級造園施工管理技士	0	造園施工管理技士等資格	0	0
二級造園施工管理技士	0	造園施工管理技士等資格	0	0
一級電気工事施工管理技士	0	電気工事施工管理技士等資格	0	0
二級電気工事施工管理技士	0	電気工事施工管理技士等資格	0	0
一級管工事施工管理技士	0	管工事施工管理技士等資格	0	0
二級管工事施工管理技士	0	管工事施工管理技士等資格	0	0
第一種電気主任技術者	0	電気主任技術者等資格	0	0
第二種電気主任技術者	0	電気主任技術者等資格	0	0
第三種電気主任技術者	0	電気主任技術者等資格	0	0
第一種電気工事士	0	電気工事士等資格	0	0
伝送交換主任技術者	0	伝送交換主任技術者等資格	0	0
設備主任技術者	0	設備主任技術者等資格	0	0
第一級CATV技術者	0	CATV技術者等資格	0	0
第二級CATV技術者	0	CATV技術者等資格	0	0
地質調査技士	0	地質調査技士等資格	0	0
土地調査部門	0	地質調査技士等資格	0	0
土地評価部門	0	地質調査技士等資格	0	0
物件部門	0	地質調査技士等資格	0	0
機械工作部門	0	機械工作部門等資格	0	0
営業補償・特種補償部門	0	営業補償・特種補償部門等資格	0	0
事業損失部門	0	事業損失部門等資格	0	0
補償関連部門	0	補償関連部門等資格	0	0
土地改良補償業務管理者	0	土地改良補償業務管理者等資格	0	0
土地改良補償業務管理者補	0	土地改良補償業務管理者補等資格	0	0
土地改良事業用地補償業務7年以上の者	0	土地改良事業用地補償業務7年以上の者等資格	0	0
公共用地経験者	0	公共用地経験者等資格	0	0
補地かんがい技士	0	補地かんがい技士等資格	0	0

平成21・22 測量・建設コンサルタント等業務 競争参加資格審査インターネット一元受付 申請データ作成システム

機能

新規作成(N)...
読み込み(R)...
保存(S)...
印刷(P)...
データチェック(Q)...
申請データ送信(S)...
データクリア(Q)...
終了(Q)...
ヘルプ(H)...

申請データ

申請書入力①
申請書入力②
申請書入力③
申請書入力④
営業所入力
測量等実績高
業態調査・鉄道
業態調査・地理院

SS4 Version: 4.130

営業所一覧表

番号	営業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
0	本社(店)	-			

一覧の操作

↑上へ ↓下へ 削除

追加 適用

営業所編集

名称

〒 郵便番号から住所を検索(E) [郵便番号が分からない場合はこちら](#)

カナ

住所

電話番号 FAX番号

営業区域

全て選択/解除

北海道 青森 茨城 新潟 岐阜 滋賀 鳥取 徳島 福岡 沖縄
岩手 栃木 富山 静岡 京都 島根 香川 佐賀
宮城 群馬 石川 愛知 大阪 岡山 愛媛 長崎
秋田 埼玉 福井 三重 兵庫 広島 高知 熊本
山形 千葉 山梨 奈良 山口 大分
福島 東京 長野 和歌山 宮崎 鹿児島
神奈川

農水省のみ入力

営業所番号 営業所長役職 営業所長氏名

防衛省のみ選択

北海道 東北 北関東 近中 東海 中四 九州 沖縄
営業区域 帯広 南関東 熊本

左記の内容は、農水省向けの申請を行う場合のみ入力して下さい。

左記の内容は、防衛省向けの申請を行う場合のみ入力して下さい。